**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十一年十二月三十一日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月五日

三重県伊賀市伊勢路四六九番地

農事組合法人青山酪農協業組合

清算人　山本　茂樹

**解散公告（第三回）**

当基金は、平成二十一年十二月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月五日

高知県高知市堺町二番二四号

高知銀行企業年金基金

清算人　植田　茂

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道函館市大手町一五番地、最後の住所北海道函館市杉並町二三番八号

被相続人　亡　樋爪　武司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月五日

北海道函館市梁川町一番五号

相続財産管理人　窪田　良弘

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県盛岡市西松園二丁目一七番地四、最後の住所岩手県盛岡市西松園二丁目一七番四号

被相続人　亡　照井　忠衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月五日

岩手県盛岡市中央通二丁目一番二七号　工藤第六ビル五階

相続財産管理人　弁護士　細井　洋

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍栃木県芳賀郡市貝町大字田野辺一〇二五番地二、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻六六一七番地五

被相続人　亡　髙梨　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月五日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一七番二一号和田ビル三〇三号

相続財産管理人　弁護士　綿引　剛一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長崎県島原市新田町五〇七番地二、最後の住所千葉県船橋市飯山満町三丁目一五八二番地二セントラルコーポ船橋三―二一〇号

被相続人　亡　尾﨑　大和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月五日

千葉県船橋市前貝塚町四〇一番地二四

相続財産管理人　弁護士　土田　吉彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県市川市富浜三丁目六番、最後の住所千葉県市川市富浜三丁目六番一五―一〇五号行徳ハイツ

被相続人　亡　吉岡　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月五日

千葉県市川市南八幡四―五―二〇エムワイビル５Ａアライズ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　隆文

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県南相馬市小高区吉名字玉ノ木平五八番地、最後の住所東京都江東区辰巳一丁目一〇番八六―九〇七号

被相続人　亡　花久　日昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月五日

東京都杉並区永福二丁目二七番三号

相続財産管理人　中村　好子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県豊橋市中世古町二七番地、最後の住所東京都杉並区堀ノ内一丁目一二番三二号若菜荘

被相続人　亡　鈴木とし子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月五日

東京都中央区銀座四―一〇―一〇ＧＭビル一一階春日法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡部喜代子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都江戸川区東小岩五丁目九番、最後の住所東京都江東区南砂五丁目八番一三―五〇二号

被相続人　亡　森本　修吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月五日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　荒井　正児

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都中央区築地六丁目二三番地、最後の住所東京都中央区築地六丁目一八番九号

被相続人　亡　栗林　輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月五日

事務所東京都港区虎ノ門三丁目二五番二号ブリヂストン虎ノ門ビル一階

相続財産管理人　弁護士　笠井　治

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍不詳、最後の住所東京市小石川区大塚仲町四一番地ロの五号

被相続人　亡　藤岡　一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月五日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル七階七〇八区―Ｂ千葉法律事務所　相続財産管理人弁護士　千葉　宗武

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍不詳、最後の住所東京府荏原郡大井町瀧王子四五九六番地

被相続人　亡　澤井　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月五日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル七階七〇八区―Ｂ千葉法律事務所　相続財産管理人弁護士　千葉　宗武

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍不詳、最後の住所東京府豊多摩郡中野町中野三六二五番地

被相続人　亡　堀　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月五日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル七階七〇八区―Ｂ千葉法律事務所　相続財産管理人弁護士　千葉　宗武

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍不詳、最後の住所東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル七階七〇八区―Ｂ千葉法律事務所　相続財産管理人弁護士　千葉　宗武

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍不詳、最後の住所東京市赤坂区青山南町五丁目八一番地

被相続人　亡　堤　長述

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月五日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル七階七〇八区―Ｂ千葉法律事務所　相続財産管理人弁護士　千葉　宗武